

# 「令和7年度廃炉関連企業の競争力強化支援事業業務委託」 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「イノベ機構」という。）が実施する「令和7年度廃炉関連企業の競争力強化支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で選定する手続きについて必要な事項を定めるものです。

## 1 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

令和7年度廃炉関連企業の競争力強化支援事業業務委託

### (2) 業務の内容

別紙「令和7年度廃炉関連企業の競争力強化支援事業業務委託仕様書」のとおりです。

### (3) 履行期限

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで。ただし、本業務における支援対象企業への支援は、同年1月30日（金）までに完了させるものとします。

### (4) 委託額の上限

8,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) プロポーザルの主な日程

| 日 程               | 内 容               |
|-------------------|-------------------|
| 令和7年4月22日(火)      | プロポーザル募集要領の公表     |
| 令和7年5月7日(水) 正午まで  | 質問書の提出期限          |
| 令和7年5月9日(金)       | 質問書への回答期限         |
| 令和7年5月14日(水) 正午まで | 参加表明書等の申込期限       |
| 令和7年5月21日(水) 正午まで | 企画提案書の提出期限        |
| 令和7年5月26日(月)      | 審査会(プレゼンテーション)の実施 |
| 令和7年5月27日(火) 予定   | 審査結果の通知           |
| 令和7年6月2日(月) 以降    | 契約締結              |

### (6) 担当部署等（書類提出先、お問い合わせ先等）

○部 署 公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構  
産業集積部 廃炉関連産業集積課

○住 所 〒960-8043 福島県福島市中町1-19 中町ビル6階

○電話番号 024-581-7046

○F A X 024-581-6898

○電子メール [hairo-matching@fipo.or.jp](mailto:hairo-matching@fipo.or.jp)

○ホームページ URL : <https://www.fipo.or.jp/procurement>

※ 募集要領及び各種様式等の電子データは、ホームページから取得できます。

## 2 プロポーザル参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者としします。

- (1) 本業務の実施について機構の要求に応じて即座に来所するなど、常に連絡調整できるように対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中のものでないこと。
- (4) 提案資料の受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
  - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
  - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 福島県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 質問書の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和7年4月22日(火)から5月7日(水) 正午まで

### (2) 受付方法

ア **質問書**（様式第1号）により電子メールまたはFAXにより提出してください。

なお、送信後は併せて電話でイノベ機構担当宛に送信した旨をお知らせください。

※ 電話での受付及び回答は行いませんので、ご注意ください。

イ 送信件名（タイトル）は「**廃炉競争力強化委託に関する質問**」としてください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、イノベ機構のホームページに公表します。なお、個別の回答は行いません。

(4) 回答期限

令和7年5月9日（金）午後5時までに回答します。

#### 4 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年5月14日（水）正午まで必着

(2) 提出書類

次のア～カは正本を各1部、キは正本1部及び副本5部を(1)の期限までに提出してください。なお、様式は、イノベ機構のホームページからダウンロードしてください。

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 法人定款

ウ 登記事項証明書

エ 主な受託業務実績（任意様式）

※ 本業務と類似の業務実績がある場合は、その実績がわかる書類も添付してください。

オ 役員一覧（様式第3号）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）

キ 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット等

(3) 提出方法

提出は、郵送または持参とします。

※ 郵送時には封筒表面に「**廃炉競争力強化委託参加表明書類**」と赤字で記入してください。

また、簡易書留を利用するなど書類の配達記録が残る方法で提出してください。

※ 持参の場合は、月曜日から金曜日の8時30分から17時の間とします。

#### 5 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年5月21日（水）正午まで必着

(2) 提出書類

次のアは正本1部、イ～オは正本1部及び副本5部を(1)の期限までに提出してください。なお、様式は、イノベ機構のホームページからダウンロードしてください。

ア 企画提案申請書（様式第5号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 実施体制説明書（様式第6号－1）

エ 実施責任者経歴書（様式第6号－2）、実施担当者経歴書（様式第6号－3）

オ 経費積算書（様式第6号－4）

(3) 提出方法

提出は、郵送または持参とします。

※ 郵送時には封筒表面に「**廃炉競争力強化委託企画提案書類**」と赤字で記入してください。

また、簡易書留を利用するなど書類の配達記録が残る方法で提出してください。

※ 持参の場合は、月曜日から金曜日の8時30分から17時の間とします。

## 6 業務委託候補者の選定

### (1) 選定方式

公募型プロポーザル方式

### (2) 審査方法

事前に提出を求める企画提案書に基づく、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案者である委託候補者及び次点者を決定します。

### (3) 審査基準及び配点

| 審査項目                            | 配点   | 評価基準                                                          |
|---------------------------------|------|---------------------------------------------------------------|
| 1 業務遂行能力                        | 30点  | ①本業務を遂行できる体制を有しているか<br>②本業務と類似の業務実績があるか<br>③業務上必要なスキル等を有しているか |
| 2 企画提案内容                        | 40点  | ①業務理解<br>②企画・独創性<br>③実施・実現可能性<br>④効果期待性                       |
| 3 業務に要する経費<br>及びその内訳            | 10点  | ① 見積内容、積算根拠が適切か                                               |
| 4 その他業務の目的<br>を達成するために有<br>効な事項 | 20点  | ①取組意欲<br>② その他有効な事項                                           |
| 合 計                             | 100点 |                                                               |

## 7 プレゼンテーションの実施

### (1) 審査実施日及び場所

令和7年5月26日（月）

※ 時間及び場所については、別途連絡します。

### (2) プレゼンテーションに係る注意事項

ア 企画提案者が審査会場に入室できる人数は2名以内とします。

イ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付やパソコン等の使用は認めません。

ウ 1提案者あたりの時間は、25分以内とします（15分以内のプレゼンテーションと10分以内の質疑。）。

### (3) その他

ア 提出のあった書類等については、企画案の採用、不採用に関わらず返却しません。

イ 見積額は審査項目ではありませんが、審査の結果、上位2社が同点となった場合には低価格者を委託候補者として決定します。

- ウ 採用した企画提案内容を一部変更する場合があります。
- エ 提出された書類等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- オ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- カ 提出書類を提出した後に辞退する際は、辞退届（様式第 7 号）を提出してください。

## 8 プロポーザル提案が無効となる場合

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員または関係者に本業務プロポーザルに関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とします。また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とします。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式および記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算が委託費の上限を超過しているもの

## 9 審査結果の通知

プレゼンテーションの結果は、後日書面により通知します。

- (1) 通知予定日

令和 7 年 5 月 27 日（火）を予定しています。

- (2) 説明請求

選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して 7 日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。当該説明請求の回答は、書面が到達した日から起算して 10 日以内に行います。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び委託候補者の企業名と審査時の総得点」を回答するものとします。

## 10 契約手続き

審査委員会が選定した最も適した企画提案書提出者と、イノベ機構財務規程に基づき契約交渉を行います。

なお、提案内容の通り契約するものではなく、仕様については、締結交渉の上でイノベ機構と委託候補者が協議し、決定するものとします。また、この手続きに参加した者が、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、又は交渉の結果、契約締結までに至らなかった場合、契約の締結を行わないことがあります。この場合は、次点者を委託候補者とし、契約の締結交渉を行います。